

[illegible]

令和5年3月1日 改訂

不二電機工業株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、不二電機工業株式会社と称し、英文名ではF U J I E L E C T R I C I N D U S T R Y C O . , L T D . と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 分電盤ならびに特殊開閉器の製造加工ならびに販売
- (2) 発、変電所用各種器具の製造加工ならびに販売
- (3) 高低圧配電盤及び付属器具の製造加工ならびに販売
- (4) 電気機械器具及び電子部品・デバイス・電子回路の製造加工ならびに販売
- (5) 産業用機械器具の製造加工ならびに販売
- (6) 金型の製造加工ならびに販売
- (7) 倉庫業及び倉庫管理業務
- (8) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、26,676,000株とする。

(单元株式数)

第7条 当会社は、100株をもって株式の1単位とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

- (定時株主総会の基準日)
- 第 1 2 条 当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。
2. 本定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
- (株主総会の招集)
- 第 1 3 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。
2. 株主総会は、本店所在地もしくはその隣接地のほか、滋賀県草津市において招集する。
- (招集者及び議長)
- 第 1 4 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。但し、取締役社長に差支えあるとき又は欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。
- (電子提供措置等)
- 第 1 5 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
- (決議の方法)
- 第 1 6 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
- (議決権の代理行使)
- 第 1 7 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人とし、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

- (員 数)
- 第 1 8 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15 名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。
- (選 任)
- 第 1 9 条 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。
- (任 期)
- 第 2 0 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

- (代表取締役)
- 第 2 1 条 当会社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定する。
- (役付取締役)
- 第 2 2 条 当会社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

- (取締役会の招集)
- 第 2 3 条 取締役会の招集は、各取締役に對し、会日の 3 日前までにその通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- (招集者及び議長)
- 第 2 4 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。但し、取締役社長に差支えあるとき又は欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。
- (決議の方法)
- 第 2 5 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
- (取締役への重要な業務執行の決定の委任)
- 第 2 6 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
- (報酬等)
- 第 2 7 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。
- (取締役会規程)
- 第 2 8 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
- 第 5 章 監査等委員会
- (監査等委員会の招集)
- 第 2 9 条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- (決議の方法)
- 第 3 0 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- (監査等委員会規程)
- 第 3 1 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
- 第 6 章 会計監査人
- (選 任)
- 第 3 2 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。
- (任 期)
- 第 3 3 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
- (報酬等)
- 第 3 4 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

- (事業年度)
- 第 3 5 条 当会社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月末日までとする。
- (期末剰余金配当の基準日)
- 第 3 6 条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。
- (中間配当の基準日)
- 第 3 7 条 当会社は、取締役会の決議により毎年 7 月 31 日を基準日として、中間配当をすることができる。
- (配当の除斥期間)
- 第 3 8 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。